

令和４年度 宇部市立西岐波小学校 屋内体育場（体育館）利用規程

- 1 体育館利用者は、学校の教育活動に支障のない限りにおいて利用できる。
- 2 開放の種類は、学校が承認する、社会教育開放、スポーツ開放、遊び場開放とする。
- 3 学校管理者・宿日直代行員の指示には従う。
- 4 利用する団体は、前月の２０日まで （定期利用の場合は通年の申請も可）に「学校施設開放利用許可申請書（様式第１号）」を学校長に提出し、学校長の許可を得る。
- 5 利用希望が重なった場合は、規定の優先順位（地区→子ども会→スポ少→社会体育）を参考に決める。各団体で相談の上、調整をする。
- 6 原則として、屋内体育場（体育館）の又貸しはできない。ただし、３０分程度の譲り合いは、事務局に届け出ずに行ってよいとする。
- 7 利用するごとに、事務室の宿日直代行員に届け、使用日誌に記録する。
- 8 利用時間を厳守する。特に片付けを含めた終了時刻（午後９時）を厳守する。
※ 屋内体育場（体育館）利用時間
 - ・ 平日 授業終了３０分後から午後９時まで
 - ・ 週休日 午前９時から午後９時まで
- 9 学校の施設・備品等を使用する場合は、あらかじめ許可を得る。原則として学校体育用の用具は使用しない。（施設・備品等を紛失・破損させた場合は、弁償をともなう）
- 10 パイプ椅子や審判台等、フロアが傷つく恐れのある物を置く場合はシートを敷く。
- 11 利用後は、フロアのモップがけ、玄関やトイレ、更衣室の掃除等を行い、利用前の状態に戻す。また、最終退場団体は、鍵の施錠と照明の消灯を確実に行う。ただし、平日は、正面玄関の施錠は行わなくてよい。

- 12 屋内体育場（体育館）での飲食は原則禁止とする。（水分補給はこの限りではないが、フロアに飲料がこぼれないようにする。）
- 13 ゴミは必ず持ち帰る。（備え付けのゴミ箱は、学校の教育活動で使用）
- 14 原則としてステージや2階には上がらない。ただし、2階にボールが上がった場合や、暗幕を閉める場合等はこの限りではない。
（小学生が上がることは決してないようにする。）
- 15 団体が使用する用具は、決められた場所以外には保管しない。
- 16 車両での校地内への出入りの際と校地内での運転は、徐行を厳守する。また、学校教職員や学校関係者の車の妨げになるような場所に駐車しない。さらに、体育館周辺は荷物の運搬車のみ駐車可とする。
- 17 校地内での喫煙は禁止とする。（車の中も敷地内とみなす）敷地外で喫煙をした場合は、灰や吸い殻を必ず持って帰る。
- 18 鍵の管理等については、別紙「令和4年度 機械警備に伴う学校施設使用について」を参照する。
- 19 新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、市のガイドラインに沿った運用と利用者の体調確認、使用後の各所の消毒を確実に行う。
- 20 体育館への行き帰りは、管理棟と運動場の間のアスファルトの通路を利用する。
※管理棟と南校舎の間の通路は利用しない。